

「令和7年度京都御苑ARコンテンツ制作業務」の質問に対する回答書

番号	質問	回答
1	資格要件にかかる提出書類に「別添様式1」があり、本様式において、「1 国又は地方公共団体が発注するARコンテンツ制作を含む業務の実績を確認できる書類(1件以上最大3件までの契約書及び仕様書の写し等)」と「2 本業務の主たる担当者に予定されている者において、国又は地方公共団体が発注するARコンテンツ制作を含む業務の実績を確認できる書類(1件以上最大3件までの契約書及び仕様書の写し等)」の記載があります。本業務の主たる担当者に予定されている者が当該実績業務になっている場合、同一のもので問題無いでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
2	「7 資格要件に係る提出書類、提出期限等」において「キ 企画書等の提出にあわせて、令和07・08・09年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の審査結果通知書の写しを提出すること」とあります。本資料については資格要件の項目に記載がありますが、提出は企画書の提出時で問題無いでしょうか。また、提出は1部で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
3	企画書の提出書類として「①企画書 ②経費内訳書 ③提出者の概要(会社概要等)が分かる資料」の記載がありますが、いずれも任意様式で問題無いでしょうか。また、「③提出者の概要(会社概要)が分かる資料」については会社パンフレットに代えることは問題無いでしょうか。	②③についてはご認識のとおりで問題ありません。 なお①企画書については企画書作成事項に基づき、別紙様式A～Gに従い作成してください。
4	企画書の提出方法として、配達の記録が残る宅急便の使用は認められますでしょうか。	配達の記録が残る方法であれば問題ありません。